

第4次国有林野施業実施計画書

本計画は、国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）に基づいて、「国有林の地域別の森林計画」（森林法第7条の2の規定に基づいて作成するもの）及び「地域管理経営計画」（国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて作成するもの）に即して定めるものです。

目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域	1
2	施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
(1)	伐採造林計画簿	1
(2)	水源かん養タイプにおける施業群別の名称及び面積等	1
(3)	水源かん養タイプにおける施業群別の上限伐採面積	2
(4)	生産群別の面積等	2
(5)	標準伐採量	3
(6)	伐採総量	3
(7)	更新総量	4
(8)	保育総量	4
3	林道の整備に関する事項	4
4	治山に関する事項	4
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	5
(1)	保護林	5
(2)	緑の回廊	5
6	レクリエーションの森の名称及び区域	6
7	その他必要な事項	6
(1)	施業指標林、試験地等	6
(2)	フィールドの提供及び文化財保全への貢献	6
(3)	国土保全タイプの区分別面積	6
(4)	文化財等の現況	7
(5)	その他	7

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の具体的な配置は、別添1「国有林野施業実施計画図」のとおりとします。(地域管理経営計画の1の(1)及び(2))

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

地域管理経営計画に定める伐採及び更新について、箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新方法及び更新量は、別添2「伐採造林計画簿」に示すとおりとします。(地域管理経営計画の1の(4)のイの(ア)及び(イ))

(2) 水源かん養タイプにおける施業群の名称及び面積等

水源かん養タイプの森林については、施業群に分けて具体的な施業方法を定めています。施業群別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(2)のアの(イ))

(単位：ha)

施業群	面積	取扱いの内容	主伐の下限林齢
天然林	523.41	現在の林分状況の維持、健全性確保、針広混交林への誘導、択伐、天然更新	※注4
長伐期	787.01	大径針葉樹を主体として、広葉樹が混交する森林の造成、皆伐、新植	80年
その他	341.18	別紙「管理経営の指針」による	※注5
合計	1,651.60		

- 注：1 面積は林地面積です。
 2 下限林齢とは主伐ができる最低林齢です。
 3 具体的には、別紙「管理経営の指針」に基づいて取り扱います。
 4 天然林施業群については、林分の健全性の維持を目的として、衰退木・枯損木を対象に択伐を行うこととしているため下限林齢は設定しません。
 5 複層林の()は更新伐の林齢です。
 6 その他の施業群については、試験地等設置の目的に応じた取扱いを行うため下限林齢は設定しません。

(3) 水源かん養タイプにおける施業群別の上限伐採面積

国有林野経営規程第5条第2項第3号に基づいて定める、水源かん養タイプの森林における主伐の上限伐採面積は次のとおりです。計画期間の主伐面積は、施業群毎にこの上限伐採面積を上回って計画することはできません。

(単位：ha)

施業群	上限伐採面積
長伐期	49

注：上限伐採面積は計画期間5年分の合計面積です。

(4) 生産群別の名称及び面積等

資源の循環利用林については、生産群に分けて具体的な施業方法を定めています。生産群別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(2)のウ)

(単位：ha)

生産群	面積	生産目標等	伐期齢
スギ・ヒノキ人工林中径材	159.16	スギ・ヒノキ一般建築材 20～28cm	スギ 65年 ※1 40年 ヒノキ 65年 ※2 55年
天然林中大径材	7.68	ミズメ・ミズナラ等家具材等 50cm 上記以外の広葉樹用材等 36cm	200年 150年
アカマツ中大径材	46.18	アカマツ・クロマツ建築材等 30cm	80年
その他	9.52	保護樹帯等であり生産目標なし	
合計	222.54		

- 注：1 面積は林地面積です。
 2 生産目標等欄の数値は、生産目標とする胸高直径です。
 3 分収林については契約に基づき行います。
 4 ※1、※2は旧高島郡高島町、犬上郡多賀町、甲良町に所在する国有林に適用します。

(5) 標準伐採量

国有林野管理経営規程第5条第2項第4号に基づいて定める「資源の循環利用林」における標準伐採量については、本計画区の「資源の循環利用林」の生産群別面積が僅少であるため定めませんが、伐採量、伐採方法の決定に当たっては、林分内容、周辺の状況等を考慮し、将来の木材生産の保続に支障を及ぼさないよう配慮しました。

(6) 伐採総量

機能類型区分等別の伐採量は次のとおりです。（地域管理経営計画の1の(4)のイの(7)）
なお、本表は伐採造林計画簿で定める箇所ごとの伐採量を取りまとめたものです。

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分		林 地					林地 以外	合計	
		主伐	間伐	小計	臨時伐採量	計			
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	—	(202.46) 15,852	15,852	700	34,843	—	34,843	
	水源かん養タイプ	天然林	—	660					660
		長伐期	—	17,080					17,080
		その他	—	355					355
		小計	—	(231.43) 18,095					18,095
	計	—	(433.89) 33,947	33,947					
森 林 と 人 の 共 生 林	自然維持タイプ	—	—	—	50	170	—	170	
	森林空間利用タイプ	—	196	196					
	計	—	(2.26) 196	196					
資 源 の 循 環 利 用 林	スギ・ヒノキ 人工林中径材	—	96	96	50	170	—	170	
	ヒノキ人工林 優良柱材	—	—	—					
	アカマツ中大径材	—	—	—					
	その他	—	24	24					
	計	—	(1.67) 120	120					
合 計		—	(437.82) 34,263	34,263	750	35,013	—	35,013	
年 平 均		—	(87.56) 6,853	6,853	150	7,003	—	7,003	

注：「間伐」欄の（ ）は間伐面積です。

(7) 更新総量

本計画期間中の計画はありません。(地域管理経営計画の1の(4)のイの(イ))

(8) 保育総量

本計画期間中の計画はありません。(地域管理経営計画の1の(4)のイの(ウ))

3 林道の整備に関する事項

林道の開設及び改良の路線別の詳細は次のとおりです。

(地域管理経営計画の1の(4)のイの(エ))

(単位：m)

基幹・管理別	開設・改良別	路線名	箇所 (国有林・林班)	延長	機能類型 タイプ別	備考
基幹	改良	天増川林道	1 荒谷山 571, 580	30	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		河内山林道	1 河内山 542, 543	890	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
				110	水土保全林 (国土保全タイプ)	
森管	改良	マキノ林道	1 山田山 511	800	水土保全林 (国土保全タイプ)	
				100	森林と人との共生林 (自然維持タイプ)	
計				1,930		

4 治山に関する事項

治山に関する事項として、次のとおり計画します。(地域管理経営計画の1の(5))

(単位：保全施設 箇所数、保安林の整備 ha)

位置 (国有林・林班名)	区分	工種	計画量	備考
荒谷山 578 川原谷 516、522 原山 518、521	保全施設	溪間工	4	
荒谷山 579 川原谷 516、522 原山 518、519、521		山腹工	11	
計			15	
荒谷山 571、578、579、581、582 奥伊吹 1020、1031、1032、1033	保安林の整備	本数調整伐	230.21	
計			230.21	

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林

保護林の箇所別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の2の(3)のア)

(単位：ha)

種類	名称	新既設別	面積	位置 (国有林・林小班)	特徴等
植物群落 保護林	三国山湿原 植物群落保護林	既設	30.86	山田山 511ろ、イ	この地区が生育の西 限となる希少な湿原 植物群落の保護(キン コウカ外)
	上谷山 ブナ・ミズナラ 植物群落保護林	既設	573.74	上谷山 552い、ろ 573に1 586い1 591い1 592い1、ろ	海拔500mからブナ ・ミズナラが優占的 かつ広範囲に分布し 、巨木が生育してい る植物群落の保護

(2) 緑の回廊

緑の回廊の箇所別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の2の(3)のイ)

(単位：延長 km、面積 ha)

名称	新既設別	延長	面積	位置 (国有林・林小班)	特徴等
越美山地 緑の回廊	既設	6 [66]	2,010.64 [24,488.88]	上谷山 547～551全 552イ 573い～は、に2 574～577全 586い2～に イ～ニ 587～589全 591い2～に、イ 592い2、は～と 593全 594全	越美山地緑の回廊は、 福井県、岐阜県と滋賀県 の県境部に位置し、九頭 竜川、揖斐川、長良川と 琵琶湖に注ぐ姉川の上流 部高時川の水源地である とともに、有名な伝説のあ る夜叉ヶ池、熊野白山権 現社を祀る能郷白山等、 由緒ある地域です。 また、この地域では、 国内希少野生動植物種の ヤシャゲンゴロウ、国指 定特別天然記念物のニホ ンカモシカ等の動物、冠 山に見られる日本海側特 有のブナ林、海拔500mか らブナ・ミズナラが優占 的かつ広範囲に分布して いる上谷山国有林等が保 護・保全されています。

注：[]の数値は越美山地緑の回廊全体の数量を表す。

6 レクリエーションの森の名称及び区域

レクリエーションの森の箇所別の詳細は次のとおりです。

(地域管理経営計画の4の(1)のイ)

(単位：ha)

種類	名称	新設 既別	面積	位置 (国有林・林小班)	選定理由	備考
野外 スポーツ 地域	奥伊吹 野外スポーツ 地域	既設	316.43	奥伊吹 1033い、は ほ	スキーやハイキング などの森林を利用 したレクリエー ションの場として 多くの人々に利用 されている。	育成複層林施業
				1033ろ、に へ		天然生林施業
				1034い 1035い、ろ		
				1033イ 1034イ		林地以外

7 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

施業指標林、試験地等として設定している箇所は次のとおりです。

(単位：ha)

種類	名称	設定 年度	面積	位置(国有林・林小班)	備考
次代 検定林	一般	昭和50	1.00	河内山 540い2	スギ 西山大12
		昭和58	1.30	原山 519ろ2、ろ3	スギ 西山大38

(2) フィールドの提供及び文化財保全への貢献

前計画までにフィールドの提供や文化財保全への貢献を目的として設定している対象地は次のとおりです。

対象地 (国有林・林小班)	設定の目的 「名称」	備考
上谷山 596い1、597い1、 598い1、は	文化財継承林	樹種 ケヤキ 65.76ha

(3) 国土保全タイプの区分別面積

国土保全タイプの目的別面積は次のとおりです。

(地域管理経営計画の1の(2)のアの(ア))

(単位：ha)

区分	土砂流出 崩壊防備	気象害 防備	生活環境 保全	その他の 国土保全林	合計
面積	1,557.64	—	—	3,665.69	5,223.33

注：具体的には、別紙「管理経営の指針」に基づいて取り扱います

(4) 文化財等の現況

該当なし

(5) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法は次のとおりです。

(単位：ha)

位 置 (国有林・林小班)	面 積	施 業 方 法
宮ノ前 7 ほ、と、り、ぬ、わ1、わ2	11.01	育成複層林施業
宮ノ前 7 い～に、へ、ち、か、よ1、よ2	31.22	天然生林施業

注：その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除きます。

越美山地緑の回廊設定方針

平成16年3月設定(福井県、岐阜県)
平成17年3月拡張(滋賀県)

近畿中国森林管理局
中部森林管理局

越美山地「緑の回廊」設定方針

1 「緑の回廊」の位置及び区域

(1) 設定の目的

越美山地緑の回廊は、福井県、岐阜県と滋賀県の県境部に位置し、越美は旧国名(越前及び美濃)に由来した名称がつけられている。

緑の回廊は、九頭竜川、揖斐川、長良川と琵琶湖に注ぐ姉川の上流部高時川の水源であるとともに、有名な伝説のある夜叉ヶ池、熊野白山権現社を祀る能郷白山等、由緒ある地域でもある。

また、この地域では、国内希少野生動植物種のヤシャゲンゴロウ、国指定特別天然記念物のニホンカモシカ等の動物や、冠山に見られるような日本海側特有のブナ林、海拔 500 m からブナ・ミズナラが優占的かつ広範囲に分布している上谷山等、これまで保護・保全されてきた。

国有林は、脊梁部を中心に約 2 万 7 千 ha 存在し、それを管理する近畿中国森林管理局及び中部森林管理局では、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るため、自然環境の維持、動植物の保護等を目的とした保護林を設定するなど、優れた自然環境の保護・保全に努めてきたところである。

また、平成 5 年に発効した、生物の多様性の保全とその持続的利用のための国際条約「生物の多様性に関する条約」の締結国の一員として、「生物多様性国家戦略」(平成 7 年決定)に基づき、積極的に取り組むことが必要である。

このような状況を踏まえ、野生動植物種や植物群落の保全・保護を目的に設定している保護林を結ぶことで、野生動植物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促すための「緑の回廊」を設定し、より広範で効果的な森林生態系の一層の保護・保全に資することとする。

(2) 位置及び区域の設定に当たっての考え方

- ① 越美山地周辺に位置する国有林に設定する。
- ② 森林生態系として保護・保全することが相当と判断される規模、形状を有するものになるよう設定する。
- ③ 保護林間を連続的に連結することを基本とする。
- ④ 民有林との連携も考慮する。

(3) ルートの選定に当たっての考え方

- ① 「緑の回廊」は、その多様な生物種の移動経路を確保することを目的とするため、林相、地形等を考慮し、出来る限り連続して設定する。
- ② 農林業、地場産業等への影響も十分配慮する。
- ③ 野生動物の移動や休息・採餌等に適した環境を有する箇所を出来るだけ含むよう配慮する。
- ④ 貸地等で既存の権利が設定されている林小班については、既存の権利を優先させることとする。
- ⑤ 回廊周辺の民有林で、回廊と一体的に扱うことにより設定効果が増大すると考えられる箇所については、設定の趣旨及び影響等の理解を求め、回廊への参加を働きかける。

(4) 着目する野生動植物種

- ① 森林生態系を構成する多様な生物種をすべて対象とし、生物多様性の維持を図る。
- ② 夜叉ヶ池に生息するヤシャゲンゴロウは、当該地域における固有種であることを踏まえ、生息域で人為的な攪乱が生じないように取り組む。

(5) 回廊の幅と長さ

緑の回廊の幅は、森林生態系全体に着目するという点から、その森林の林相等を勘案し、出来る限り広く設定し、多様な生物種の移動経路を確保する。

- (6) 緑の回廊に設定する林小班
別紙のとおり。

2 「緑の回廊」の維持・整備に関する事項

野生動植物の生息や移動にとって良好な状態になるよう次により維持、整備を適切に実施する。また、実施箇所の選定や時期については、貴重な野生動植物の生息などに影響ができるだけ生じないように配慮する。

(1) 伐採に関する事項

- ① 天然林については、森林生態系を維持するため、適切な施業を実施する。
- ② 人工林については、現況がスギ、ヒノキの育成単層林である場合は、原則として育成複層林施業を実施する。
もしくは、やや疎仕立ての密度管理により下層植生及び下層木を生育させるとともに、必要に応じ択伐等を実施し、現地の本来の植生による広葉樹の混交した林分を造成する。
- ③ 営巣、採餌、隠れ場として重要な祠等がある巨木、古木を保残するとともに、倒木、枯損木等についても巡視等の森林管理上、危険がないものは保残する。
- ④ 餌場の確保などに必要な場合には、小規模な伐採を行う。

(2) 更新・保育に関する事項

- ① 更新
稚幼樹の発生状況などに留意し、必要に応じて採餌木の植栽を行うなど、それぞれの林分の状況に合わせた施業を行う。
- ② 保育
人工林の下刈や除伐の実施に際しては、侵入木や下層植生の保残育成に努める。
また、ヤマブドウ、アケビ等野生動物の餌となる植物については、植栽木の成長の支障とならない範囲で保残に努める。

3 「緑の回廊」の管理に関する事項

(1) 管理に関する事項

- ① 巡視
野生動植物の生息・生育状況及び環境の把握に努めるとともに、一般の入林者等に対する普及啓発に努める。
また、野生動植物の生態や、これまでの経緯をよく把握している地元住民の協力を得ることにより、住民参加による意識の醸成を図ることと併せ、より確実な巡視を行う。
- ② 林地開発の規制
設定趣旨を十分に踏まえ、慎重に対応する。ただし、公用、公共用など公益性の高いものについては「緑の回廊」への影響度合いや動物の移動経路の確保などを総合的に検討して対応する。
- ③ 動物との共生
野生鳥獣被害に対しては、国民の理解の下に保護と被害防止の両立が図られるよう、関係機関と連絡を密にする。
- ④ 自然教育・体験の場として活用
野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさない範囲で、国民への理解を深めるための取組や森林環境教育の場としての活用を実施する。
また「緑の回廊」について国民の理解を深めるため、野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮しながら、看板の設置等を行う。

(2) 施設の整備に関する事項

「緑の回廊」及びその周辺において必要となる観察施設等の整備においては、野生動植物の生息・生育環境に悪影響を及ぼすことのないように配慮する。
また、治山施設に関しては、国土保全上必要不可欠であることを踏まえ、野生動物の生息・生育環境に配慮しつつ実施する。

4 「緑の回廊」のモニタリングに関する事項
「緑の回廊」の整備や管理等を適切に行うため、次によりモニタリングを実施する。

(1) 実施体制

全国的な手法の検討状況を踏まえて行うこととし、学術的知見を有する試験研究機関等の協力を得るとともに、自然保護団体、地域住民等の協力も得る。

(2) 情報提供の考え方

モニタリングの結果得られた知見に基づき、「緑の回廊」の整備や管理等を適切に行うとともに、県、大学、研究機関等への情報提供に努める。

5 その他留意事項

(1) 整備・管理体制の充実

野生動植物に関する研修等を実施するとともに、関係行政機関、地方公共団体等との連携を図り、「緑の回廊」の整備・管理体制の充実に努める。

(2) 普及啓発

国有林における「緑の回廊」から得られた知見については、民有林における森林生態系に配慮した森林の取扱い等に活用できるよう、県、市町村等に対する情報提供を行う。

(3) 区域の変更等

モニタリング調査の結果や公益上の理由により区域の変更等が必要になった場合は関係者及び有識者から意見を聴取し適切に行う。

(4) 周辺民有林等との連携

生態系全体の広域的な保護・保全を図る意味から、今後のモニタリング調査の結果等を踏まえて、積極的に周辺民有林との連携を図る。

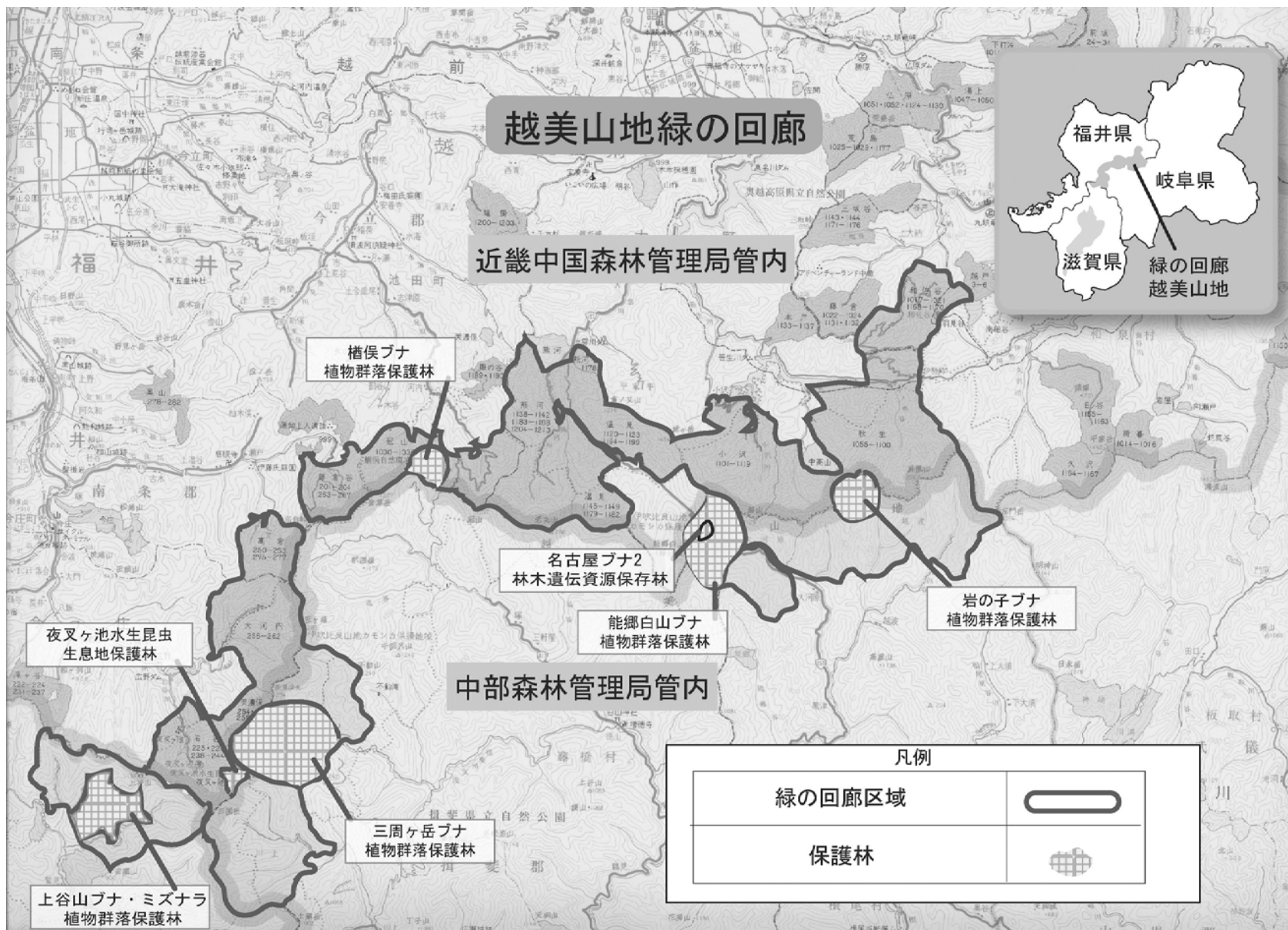
別紙

緑の回廊に設定する林小班

県	森林管理署	林 小 班
福井県	福井森林管理署	冠山国有林 1030～1032, 1033い, は～ち, イ, 1034は～ち 1035, 1036 小沢国有林 1101～1119 秋生国有林 1055～1100 熊河国有林 1138～1142, 1178, 1183～1188, 1204～1212 温見国有林 1120～1123, 1145～1149, 1179～1182, 1194～1199, 1213 和佐谷国有林 1017～1021, 1168～1170 藤倉谷国有林 201～204 高倉国有林 250～253, 275～277 大河内国有林 256～262 美濃俣国有林 254, 255 岩谷国有林 225, 226, 238～241 242い, ろ, 243い, ろ, は, に, 244

県	森林管理署	林 小 班
滋賀県	滋賀森林管理署	上谷山国有林 547～522, 573い～は, に2, 574～577, 586い2～ニ, 587～589, 591い2～イ, 592い2～と, 593, 594

県	森林管理署	林 小 班
岐阜県	岐阜森林管理署	川上国有林 3001～3009 門入国有林 3014～3017 大河原国有林 3020～3022, 3026～3033 越波国有林 3034～3037, 3039は, に, へ, 3040～3057



越美山地緑の回廊位置図